

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	タクシー料金助成利用券システム	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	・市単独事業のタクシー料金助成利用券に関する事務処理及び台帳管理を行うため	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日・年齢、5 電話番号、6 性別、7 障害者手帳（身体、療育、精神）交付実績	
記録範囲	タクシー料金助成利用券申請者	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ 介護保険課、いきいき高齢者支援課、子ども家庭課 ） 収集の手段 本人同意に基づき、施設、老人ホーム等への入所実績を照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	・身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があること	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所共生社会部福祉共生室障害福祉課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		